# 被扶養者資格調查事務取扱要領

#### 1. 根拠規定

この被扶養者資格調査は、島根県市町村職員共済組合被扶養者認定基準第7条第1項の 規定に基づき実施します。

### 2. 資格調查対象者

令和6年7月3日現在で、被扶養者(任意継続組合員に係る者は除く。)として認定 を受けている(1)または(2)の認定区分によるすべての者とします。

- (1)組合員に対して扶養手当が支給されている者(普通認定) ※ 普通認定のうち、父母等でいずれか一方が被扶養者である者を除く
- (2) 組合員に対して扶養手当が支給されていない者等
  - ①普通認定のうち、父母等でいずれか一方が被扶養者である者
  - ② 学生認定の者
  - ③ 特別認定の者

#### 3. 提出書類

- (1) 上記2. (1) の者 被扶養者資格調査票(普通認定)
  - +被扶養者情報報告書(普通認定)
  - ※ 所属所給与事務担当者記入押印欄が記入・押印済のもの
- (2) 上記2. (2) の者 被扶養者資格確認届書+添付書類
  - ※ 所属所給与事務担当者記入押印欄が記入・押印済のもの

#### 4. 調査締切日

令和6年8月30日(金)共済組合必着

## 5. 実施方法

別紙「令和6年度 被扶養者資格調査 実施手順」をご覧ください。

#### 6. 被扶養者の認定取消しについて

「被扶養者認定取消事務の手引(令和6年3月版)」(※1) P3~P5に掲載する「被扶養者として認められない者」に該当する場合(※2)は、被扶養者認定取消しとなります。

- (※1) 本組合ホームページの所属所事務担当者専用ページ内「各種資料」からダウンロード可能です。
- (※2) 年収の壁・支援強化パッケージ係る被扶養者認定の取扱いについては、以下のお知らせを御確認ください。
  - ・「年収の壁・支援強化パッケージ」における社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明 による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて(令和5年11月8日付け事務連絡)